

申請書等作成に当たっての留意事項

- ① 交付申請書類及び必要な添付書類等全ての書類をご提出された段階で受理します。ただし、ご提出いただいても記載漏れ等がある場合は、その分審査に時間を要することとなります。スムーズな審査へのご協力をよろしくお願いいたします。
なお、申請書類等の内容審査において補助対象外と判断された場合でも、申請書類等はお返しいたしません。
- ② 申請書類等のご提出方法につきましては、**郵送**でご提出ください。(当日消印有効)。また、提出に必要な経費は申請者のご負担としておりますので、併せてご了承ください。
- ③ 提出部数について、導入する介護ロボット等の概要がわかる資料(カタログ等)は2部ご提出いただき、それ以外は1部のご提出をお願いします。
なお、ご提出された記載内容や添付書類について、県から問い合わせをする場合があります。申請者分として、必ず一部コピーを保管いただくとともに、介護ロボット等導入計画書(別記第4号様式)の「担当者名」及び「連絡先」欄には問い合わせに速やかに対応できる方の氏名及び直通の電話番号を記載願います。
- ④ 申請書類等の様式は県長寿社会課ホームページよりダウンロードいただき、日本産業規格 **A4サイズ**の用紙に片面印刷のうえご提出願います。その他の添付書類も片面印刷にてご提出願います。
- ⑤ 申請書類についてはパソコン等で入力するか、黒色又は青色のボールペン等で丁寧に記入したものを提出ください。消すことのできるインクのペンで記入したもの及び黒色・青色以外のペンで記入したものについては、受理できません。

<郵送先・問い合わせ先>

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課振興班

TEL: 073-441-2519